小山町温水プール整備・運営事業
基本協定書　（案）

令和７年　月　日

静岡県小山町

目 次

前文 …… 1
第１条（目的及び解釈） …… 2
第２条（本事業関連契約の締結・締結に向けた協議） …… 2
第３条（当事者の義務等） …… 2
第４条（本事業関連契約不調時等の取扱） …… 2
第５条（協定の有効期限） …… 3
第６条（権利譲渡等の禁止） …… 3
第７条（準備行為） …… 3
第８条（守秘義務） …… 3
第９条（協定の変更） …… 3
第 10 条（協議） …… 4
第 11 条（準拠法及び裁判管轄） …… 4

※複数の企業が各業務を共同又は分担して実施する場合には、「乙」「丙」「丁」などの記載を適宜調整する。

小山町温水プール整備・運営事業（小山町が令和７年３月　　日に公表した「小山町温水プール整備・運営事業プロポーザル募集要項」に基づき事業者の公募を実施した事業をいい、以下「本事業」という。）に関して、小山町（以下「甲」という。）は、代表企業かつ[　　]企業である[【企業名を記載】]（以下「【「乙」「丙」「丁」「戊」・・・のいずれかを記載】」という。）、設計企業である［　　］（以下「乙」という。）、建設企業である［　　］（以下「丙」という。）、工事監理企業である［　　］（以下「丁」という。）、維持管理企業である［ ］（以下「戊」という。）及び運営企業である［ ］（以下「己」という。）から構成される［【代表企業の名称を記載】］グループ（以下「事業者グループ」という。また、「乙」、「丙」、「丁」、「戊」、「己」を個別又は総称して「構成員」という。）との間で、次のとおり基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

前文

甲は静岡県駿東郡小山町阿多野１３０外に所在する土地に本事業を実施することとした。 甲は公募型プロポーザルにより事業者の公募を実施し、事業者の選定手続きにおいて、事業者グル ープを優先交渉権者として決定した。 甲及び事業者グループはかかる経緯のもと、次の(1)乃至(●)の本事業に係る契約（以下(1)乃至(●) の契約を個別又は総称して「本事業関連契約」という。）の締結に向け、相互の協力に努めるものとする。

(1)［【本事業関連契約の説明を記載】］

(2)［【本事業関連契約の説明を記載】］

※町が事業者グループや構成員と締結する本事業関連契約に応じて、適宜調整する。

（目的及び解釈）

第１条　本協定は事業者グループが本事業における優先交渉権者として決定されたことを確認するとともに、甲及び事業者グループの本事業関連契約締結に向けた双方の協力義務等を定めることを目的とする。

２ 本協定において別段の定めなく使用された用語が文脈上別異に解すべき場合を除き、小山町温水プール整備・運営事業プロポーザル募集要項等（当該募集要項に付随して示された資料及び当該募集要項・資料に関する質問に対する回答として公表された回答結果を含み、以下「募集要項等」という。）や提案書類（本事業の公募型プロポーザル実施にあたって事業者グループから提出された提案書類、 ヒアリング審査の内容、ヒアリング審査前の提案内容に係る甲からの質問に対する回答結果及び本協定締結までに事業者グループが甲に提出した提案内容を補完する趣旨の一切の書類をいい、以下「提案書類」という。）との間に矛盾又は齟齬がある場合には、本協定、募

集要項等、提案書類の順にその解釈が優先する。

（本事業関連契約の締結・締結に向けた協議）

第２条　甲及び事業者グループは募集要項等、提案書類の内容に基づき、双方で協議を実施し、協議が成立した後に、甲は[ ]と、それぞれの本事業関連契約を締結する。

２　甲及び事業者グループは甲及び[ ]が令和[ ]年[ ]月を目処として[【本事業関連契約の名称を記載】]を、また、甲及び[ ]が令和[ ]年[ ]月を目処として[【本事業関連契約の名称を記載】]を、それぞれ締結できるよう最大限努力するものとする。

※町が事業者グループや構成員のいずれかと締結する本事業関連契約に応じて、適宜調整する。

３　前項の期限については、甲がやむを得ないと認める場合、甲と事業者グループは協議の上、甲が新たに期限を定めるものとする。

（当事者の義務等）

第３条　甲及び事業者グループは前条に定める目的の達成に向け、互いに協力し、誠実に対応するものとする。

２　甲及び事業者グループは募集要項等の内容を遵守するとともに、「小山町温水プール整備・運営事業者選定委員会」から付された意見を尊重するものとする。

３　甲及び事業者グループは本事業が公民連携手法としての効果を発揮すべく実施されるものであることを十分に理解し、相互に協力して本事業の円滑な実施に向けた協議を行うものとする。

４　甲及び事業者グループは本事業における設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、 維持管理業務、運営業務、提案事業・自主事業実施業務及び統括管理（プロジェクトマネジメント 等）業務等は互いに関連し、影響を与えるものであることを十分に理解し、相互に協力して本事業の円滑な実施に向けた協議を行うものとする。

５　甲は事業者グループの優先交渉権者としての地位を尊重し、提案書類の内容に沿った本事業関連契約の締結をするよう努力するものとする。

６　事業者グループは本事業関連契約の締結に向けた協議において、甲の要望を尊重するものとする。

７ 事業者グループの代表企業及び構成員は構成員のいずれかが本事業から離脱した場合、他の代表企業及び他の構成員はこの離脱にかかわらず本事業を継続して実施する責任を負うものとする。

８　[ ]は事業者グループの代表企業として、全ての本事業関連契約の締結に関して甲との調整・協議等における窓口役を担うほか、事業者グループの調整等の責任を負うものとする。

（本事業関連契約不調時等の取扱）

第４条　甲又は事業者グループは次の各号に掲げる事由に該当する場合には、本協定を解除できるものとする。

(1)　甲又は事業者グループのいずれの責めにも帰さない社会経済情勢の変化、天災地変、その他やむを得ない事情により、本事業の遂行が困難であることを甲及び事業者グループの双方が合意した場合

(2)　甲又は事業者グループのいずれかが、本協定に違反した相手方に対して、相当期間の是正期間を設けて当該違反の是正を請求したにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されない場合

２　甲は事業者グループ及び構成員のいずれかが、本事業の公募型プロポーザルの応募にあたって募集要項等の定めに違反したことが明らかになったとき、本協定の解除や本事業関連契約を締結しないことができるものとする。

３　甲は事業者グループ及び構成員のいずれかが募集要項等に定める本事業の公募型プロポーザルの応募資格を満たさなくなった場合、本協定の解除や本事業関連契約を締結しないことができるものとする。ただし、甲が認めた場合にはこの限りではない。

４　前３項の規定に基づき本協定が解除された場合又は本事業関連契約が締結に至らない場合は、甲及び事業者グループが本協定の解除等の時点までに本協定に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないものとする。ただし、いずれかの本事業関係契約の締結日以降に、事業者グループの責めに帰すべき事由により、締結済の本事業関係契約以外の本事業関連契約の締結に至らなかった場合には、甲は事業者グループに対して違約金を請求することができる。当該違約金の内容については、甲と事業者グループが協議の上で決定し、本協定とは別に締結する本事業関係契約や覚書等に定めるものとする。

（協定の有効期限）

第５条　本協定の有効期限は本協定締結の日から全ての本事業関連契約の契約が終了した日を終期とする期間とする。ただし、本協定の有効期限の終了後も第４条、第８条及び第 11 条の規定の効力は存続するものとする。

（権利譲渡等の禁止）

第６条　事業者グループは本協定に関連して生じる権利義務を第三者に譲渡し、若しくは引き受けさせ又は担保に供することができないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、事前に書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（準備行為）

第７条　事業者グループは本協定の締結後、各本事業関連契約の締結前であっても、自らの責任及び費用において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は必要かつ可能な範囲で事業者に協力するものとする。

２ 前項の準備行為の結果は、甲の承諾を得た上で、事業者グループ、乙、丙、丁、戊及及び己のいずれかが速やかにこれを引き継ぐものとする。

（守秘義務）

第８条　甲及び事業者グループは、本事業により知り得た相手方の機密情報及び関係権利者の個人情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示し又は本協定の目的以外に使用できないものとする。ただし、権限ある官公署の命令に従う場合、又は小山町情報公開条例（平成 13 年３月 23 日小山町条例第１号）等に基づき開示する場合はこの限りでない。

（協定の変更）

第９条　本協定の規定は、甲及び事業者グループの書面による合意がなければ、変更することはでき ないものとする。

（協議）

第 10 条　本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項についてはその都度甲及び事業者グループが誠実に協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第 11 条　本協定は日本国の法令及び町の定める条例に従い解釈されるものとし、本契約に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（以下本頁余白）

以上を証するため、本協定書２通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び事業者グループの代表企業としての[　]が各１通を保有する。

令和[　]年[　]月[　]日

甲　静岡県駿東郡小山町藤曲５７－２
込山　正秀　　印

乙　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　　印

丙　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　　印

丁　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　　印

戊　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　　印

己　（所在地）
（商号又は名称）
（代表者氏名）　　印